

## 4 市県民税等申告相談について

平成 31 年 2 月 18 日(月)から 3 月 15 日(金)開催の申告相談は、

**「市民交流センターの会議室」** を会場とします。

(市民交流センターの開場は、午前 8 時です。)

なお、所得税の還付申告書は、平成 31 年 1 月 4 日以降佐久税務署にて受付できますが、税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成し、郵送等で提出することもできます。また、**市民交流センターで所得税の確定申告をする場合、利用者識別番号が必要です。**(利用者識別番号については、広報こもろ 12 月号をご覧ください。)

日程等の詳細は、広報こもろ 2 月号でお知らせします。

## 5 軽自動車・バイク等の廃車手続きはお済みですか

次のような場合には早めに手続きを !!

○転出等により軽自動車・バイク等の定置場を変更した場合

○軽自動車・バイク等を廃車した場合

○他人に譲り渡した等で所有権が移転した場合

※手続きの受付窓口は、車両の種類によって異なるので注意してください。

車両種別	手続きの場所	手続きに必要なもの
原付 (125cc 以下のバイク) 等 小型特殊自動車 (農耕作業車を含む)	小諸市役所税務課	・ナンバープレート ・印鑑 ・標識交付証明書
軽自動車 (四輪乗用・貨物)	軽自動車検査協会 (※) ☎ 050-3816-1854	○一般的な場合 ・印鑑 (所有者のもの) ・車検証 ・手数料 ・ナンバープレート (廃車のみ)
125cc 超～ 250cc 以下のバイク	長野県軽自動車協会 (※) ☎ 026-243-1967	○名義変更の場合 ・新所有者の住民票及び印鑑
250cc を超えるバイク	長野運輸支局 (※) ☎ 050-5540-2042	必要なものは手続きによって異なりますので左記に確認してください。

※長野県自家用自動車協会小諸支部でも手続きを代行しています。☎ 22-0496 (小諸消防署となり)

## 6 軽自動車のグリーン化特例 (軽課) について

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能及び燃費機能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成 31 年度分に限り、軽自動車税を軽減する特例措置が適用されます。

軽自動車等の種類			年税額		
			(ア) 75%軽減	(イ) 50%軽減	(ウ) 25%軽減
4 輪	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
3 輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円

(ア) 電気自動車、天然ガス軽自動車など (イ) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 (★★★★) または、平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車かつ、【乗用：平成 32 年度燃費基準 + 30%達成 貨物：平成 27 年度燃費基準 + 35%達成】 (ウ) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成 (★★★★) または、平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車かつ、【乗用：平成 32 年度燃費基準 + 10%達成 貨物：平成 27 年度燃費基準 + 15%達成】

※ (イ)、(ウ) については、内燃機関の燃料が揮発油 (ガソリン) の軽自動車に限ります。

※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。